

指定難病医療費助成制度 転入手続の御案内

川崎市に転入された方が、転入前と同様に指定難病医療費助成制度を御利用になるには、川崎市に特定医療費受給者証の転入申請（住民票の転入手続とは別です。）を行う必要があります。転入申請についてはこの御案内と「指定難病医療費助成制度の御案内」（以下「制度案内」といいます。）を御確認ください。

1 転入申請により交付される受給者証の有効期間

申請書類の受理日	転入前受給者証の有効期間開始日	川崎市が交付する受給者証の有効期間	パターン
令和7年4月1日から 令和7年6月30日まで	令和7年3月31日以前	【申請書類の受理日から 令和7年9月30日まで】	①
	令和7年4月1日以降		②
令和7年7月以降	令和7年3月31日以前	【申請書類の受理日から 令和7年9月30日まで】	③
	令和7年4月1日以降	※ただし、転入前受給者証の有効期間終了日が令和7年10月1日以降の場合、その日付まで有効な受給者証を交付します。	④
※令和7年4月1日以降に、転入前の都道府県や政令指定都市において、 <u>医学的審査</u> を受けて「 <u>認定</u> 」となっている方が対象です。		【申請書類の受理日から 令和8年9月30日まで】	

【 注 意 事 項 】

- 転入前の都道府県や政令指定都市が交付した受給者証（以下「転入前受給者証」といいます。）は、川崎市への申請日以降は利用できません。
- 川崎市が交付する受給者証がお手元に届くまでに要した医療費の一部については、払戻し（償還払い）の手続きができます。払戻しの手続方法は、受給者証に同封して御案内をお送りします。
- 転入前受給者証の有効期間終了後に川崎市に申請をする場合は、転入申請ではなく、通常の新規申請（臨床調査個人票が必要）になります。
- 転入前受給者証に記載の有効期間終了日について、記載の日付より延長する特例措置を受けている場合は必ず申し出てください。

2 提出書類

(1) 全員共通に必要な書類

- ア 特定医療費支給認定申請書（**新規用**）
- イ 転入前受給者証のコピー ※ 転入申請日時点で有効期間内であることが必要です。
- ウ 転入前の都道府県や政令指定都市に川崎市が情報を照会、提供することについての同意書
- エ マイナンバー確認書類 ※ 制度案内の13ページの（4）を御確認ください。

(2) 該当する方のみ必要な書類

制度案内の17～22ページを御確認ください。

ただし、制度案内の20ページに記載の「軽症高額該当基準に該当することを証明する書類」は不要です

【医療保険資格確認書類について】

→※制度案内の12ページ マイナ保険証移行に伴う医療保険資格確認についてを御確認ください。

3 更新申請

表面の**パターン①**、**②**又は**③**に該当する方については、受給者証交付時に、「令和7年度特定医療費（指定難病）受給者証更新手続の御案内」を併せてお送りします。受給者証の有効期間について、延長を希望する場合は、更新申請を行ってください。

表面の**パターン④**に該当する方は、**令和7年度の更新申請は不要です。**

令和7年6月以降では、転入申請と更新申請を同時に申請することができます。

	パターン①	パターン②	パターン③
更新申請時の 臨床調査個人票について	提出が必要	提出不要	提出が必要

(例) 令和7年6月15日に、転入申請と更新申請を同時に行う場合（パターン①）

＜必要な書類＞

- 特定医療費支給認定申請書（**新規用**）
- 転入前受給者証のコピー
- **臨床調査個人票**
- **臨床調査個人票の研究利用に関する同意書**（同意する場合のみ）
- 転入前の都道府県や政令指定都市に川崎市が情報を照会、提供することについての同意書
- マイナンバー確認書類

＜**該当する方のみ**必要な書類＞ ※ あくまで一例です。

- 障害年金・遺族年金その他の給付に関する証明書類（**令和5年分及び令和6年分**）
- 軽症高額該当基準に該当することを証明する書類
- 高額難病治療継続者（高額かつ長期）に該当することを証明する書類
- 小児慢性特定疾病受給者証のコピー

